

琴平町農業委員会議事録

琴平町農業委員会を令和4年3月18日午前9時00分琴平町総合センター2階大ホールに召集する。

出席委員		欠席委員			
8	宮崎 知純	10	大場 重信	1	大森 薫之
4	山田 悟	11	山本 重憲		
2	都村 尚志	12	宮脇 久雄		
3	西島 好弘				
5	宮武 悟				
6	神餘 哲夫				
7	松浦 修				
9	森本 初美				

農業委員会事務局出席者 事務局長 大西 洋二  
書記 植田 康紀

<議事日程>

議案第1号 農地法第3条許可申請について  
議案第2号 農地法第5条許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  
その他

会長 挨拶

会長 それでは議事に入ります。本日の会議録署名委員は5番の宮武委員と、6番の神餘委員です。  
会期は、本日出されております議案の審議終了までとさせていただきます。

会長 **議案第1号 農地法第3条許可申請について**事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号 農地法第3条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書4ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。

場所は、町道横瀬塚挟線と町道榎井蔵中線の交差から北へ約70m、満濃池土地改良区事務所から西へ約30mに位置する農地です。地籍調査の結果により、現況は一枚の田として譲受人が耕作している農地に一部、譲渡人の農地が残っていることが判明したため、公図と現況を一致させるため。譲渡人と譲受人の間で話がまとまり、この度の申請となりました。公図、登記事項証明等添付書類も揃っており、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので問題はなく申請を受理致しております。

会長 議案第1号について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。地籍調査の結果、譲受人が現況、耕作している一枚の農地に公図では譲渡人の農地があったため、公図と現況を一致させるため話し合いをした結果、この度の申請となりました。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第1号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第1号について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号 農地法第3条許可について賛成の方は挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第2号1 農地法第5条許可申請**について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号1 農地法第5条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書5ページをご覧ください。

申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。

場所は、県道岡田善通寺線と町道苗田櫛梨線の交差から北へ約80m進んだ町道苗田櫛梨線沿いの西側の農地です。

申請地の東側に譲受人が経営する会社の社屋があります。その社屋を増築することとなり、現在、社屋南側の駐車場として利用している土地が増設用地として利用されるため、代用地を周辺の土地で探していました。検討の結果、現在は町外に居住しており、耕作が困難となっている譲渡人が所有する農地が選定され、譲渡方法等の話がまとまり今回の申請となりました。水利関係者等の同意書、公図、登記事項証明等の添付書類も揃っていますし、また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第2号1について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。譲受人は会社を経営しており、申請地の東側に社屋があります。今回、社屋を増築する計画により、駐車場用地が利用されるため、その代用地を周辺の土地にて検討を行い、耕作が困難となっている譲渡人との間で話がまとまり、今回の申請となったようです。周辺農地に支障が生じるおそれはありませんし、地元水利や近隣農地の所有者との調整も完了しています。どうぞご審議のほどよろしく願います。

会長 議案第2号1について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第2号1について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第2号1 農地法第5条許可について挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第2号1 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第2号2 農地法第5条許可申請**について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号2 農地法第5条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書5ページをご覧ください。

申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。

場所は、町道本村徳女線と町道苗田榊梨線の交差の北西側の農地です。

譲受人は不動産会社を経営しており、琴平町苗田地区周辺の物件の問い合わせが数件あり、分譲住宅を計画できる土地を探していました。周辺の候補地の中から利便性、周辺地への影響等を比較検討した結果、労働力不足により耕作が困難となっていた譲渡人との間で話がまとまり今回の申請となりました。水利関係者等の同意書、公図、登記事項証明等の添付書類も揃っていますし、また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第2号2について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。譲受人は不動産会社を経営しており、申請地周辺で分譲住宅の計画をすることとなりました。申請地周辺で候補地を選定し、比較検討した結果、労働力不足で耕作が困難となっていた譲渡人との間で話がまとまり、今回の申請となったようです。周辺農地に支障が生じるおそれはありませんし、地元水利や近隣農地の所有者との調整も完了しています。どうぞご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 議案第2号2について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第2号2について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第2号2 農地法第5条許可について挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第2号2 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第3号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 議お手元の議案書6ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表 申請番号1について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々

に読み上げて説明。

以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。  
よろしく願いいたします。

会長 議案第3号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第3号について 決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたします。

会長 全体を通じてご意見はございますか。

「なし」

会長 事務局からその他をお願い致します。

会長 その他について何かありますか。

事務局 特にありません。

会長 次回は、令和4年4月20日（水）午前9時から琴平町役場3階大会議室で行います。

会長 以上で、今月の農業委員会を閉会いたします。